

マイナンバーについて

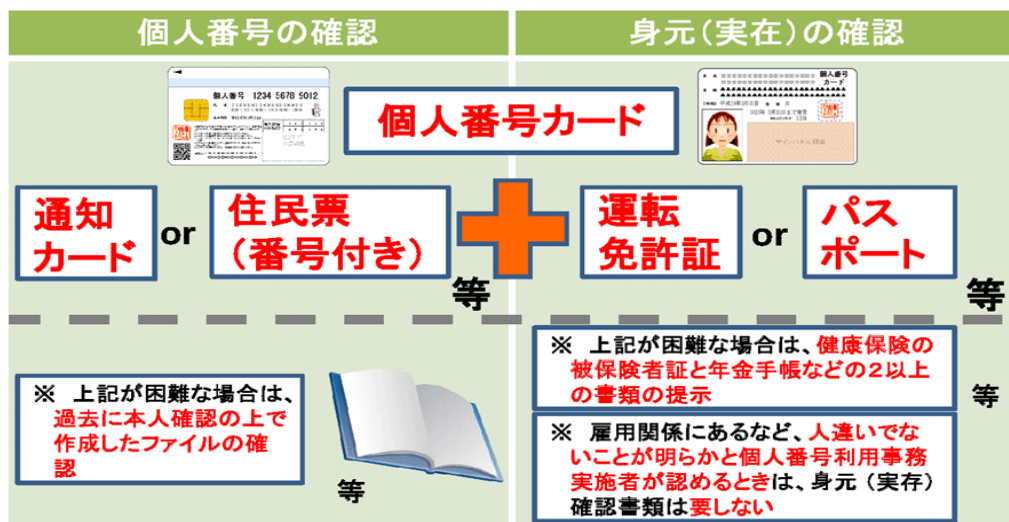
平成27年10月より、一人ひとり異なる12桁の番号が皆様のお手元に簡易書留で郵送されてきます。事業者の皆様は、従業員さんにマイナンバーを紛失しないようアナウンスをしっかりとして下さい。その上で、適宜、従業員さんのマイナンバーを取得して下さい。取得に当たっては、マイナンバーの利用目的を明示し、「マイナンバー」と「本人確認」が必要になります。利用目的は、(1)給与所得・退職所得の源泉及び住民税徴収事務 (2)健康保険・厚生年金保険届出申請事務 (3)雇用保険届出・申請事務 (4)労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務が一般的になります。

各人のマイナンバーは、送られてきた通知書を提示してもらい番号を確認して下さい。

また、原則として本人確認は必要なのですが、雇用関係にあるなど人違いでないことが明らかと会社が認める時は本人確認書類は不要となります。

これから入社される従業員さんは、入社時にマイナンバーを取得するとよろしいかと思います。

【図解 マイナンバー取得時の本人確認】



内閣官房「マイナンバー広報資料」より

© 2015 マイナンバー対策準備室

マイナンバーの利用時期ですが、次ページの表にある通り、平成28年1月1日以降提出分の書類からです。ただし、健康保険・厚生年金保険事務は平成29年1月1日提出分の書類からとなります。

税や社会保障関係書類へのマイナンバー記載スケジュールを確認しておきましょう。

分野	主な届出書等の内容	施行日
税	「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定 ● 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ● 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 ● 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 ● 退職所得の受給に関する申告書 ● 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など	平成28年1月1日 提出分～
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定 ● 雇用保険被保険者資格取得届 ● 雇用保険被保険者資格喪失届 など 「法人番号」を追加予定 ● 雇用保険適用事業所設置届 など	平成28年1月1日 提出分～
健康保険 厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定 ● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など ● 健康保険被扶養者(異動)届 など	平成29年1月1日 提出分～
	「法人番号」を追加予定 ● 新規適用届 など	平成28年1月1日 提出分～

国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

詳細等お気軽に担当者までお問い合わせください。